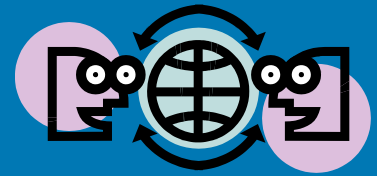




# 桐



大東文化学園教職員組合連合機関紙  
2015年 9月25日発行 第1092号

大東文化学園教職員組合連合

〒175-8571 板橋区高島平1-9-1

tel/fax. 03-3935-9505



組合ホームページ

<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>



Facebook  
大東文化学園  
教職員組合連合



Twitter  
@daitounion

## この号の内容

- 1 教員就業規則についての  
意見交換会報告

## 理事長・学長・学務局長との 就業規則案等をめぐる意見交換会 開催される

成案は今後の議論で  
固めることを確認

7月14日(火)に組合より学園側に申し入れていた就業規則に関する意見交換会は、9月9日(水)10時から1時間半にわたり学長室で行われた。学園側は6月に就任したばかりの大橋理事長の他、太田学長、古川学務局長が参加し、組合側は水谷委員長、兵頭書記長、小池書記次長、北澤執行委員、山中執行委員、大杉が出席し、双方の挨拶から始まった。

まず今回組合側の教員と初めて面会となった大橋理事長は、大東は全体として危機感がないこと、しかし改革は急いでやるべきで、教育の質を維持・向上させながらも経営をどうするかを真剣に考えていく必要があることを述べ、たとえば首都圏の中でも高いとされる大東の人件費水準の検討、小さすぎる学部・学科経営については良さを残しながらどのように統合等を進めていくかを考えていきたいと発言した。またこの会合については、あくまでも自由な意見交換会であって、学園による組合への就業規則案に関する正式な説明と協議の場ではないことを確認しあった。

水谷委員長は、今回出されている専任教員就業規則案について、何故にこのような規則案が出されることになったのか、その経緯および理由に関する説明を学園側に求めた。これについて古川学務局長からは、(1)本来であれば、専任教員の就業規則作成が先であったが、前年度に特任教員の就業規則を先行して作成し、労働基準監督署に提出する必要があったこととの関係で、順序が逆になったこと(2)労働時間制度について法の定めるところに基づき、就業規則を作ることが必要であること(3)法政大学や専修大学の専門家の意見もふまえて、裁量労働制は不適切と考えたこと(4)大学において最も重要なのは授業であるが、現在、時間割を組むにあたって、専任教員が非常勤先の時間割を優先して組もうとしたり、前年度の時間割を既得権化させる問題があり、学生のためにも時間割の硬直化を解決する必要があると考えたこと(5)研究時間の確保は大事であり、以前の就業規則では週2日の校外勤務日になっていたことを踏まえつつ、可能であれば改善していくとの説明があった。

### 目次

- 1、理事長・学長・学務局長との就業規則案等をめぐる意見交換会報告・・・P1

またこの就業規則案は古川学務局長以外に外国語学部長や事務局長・人事・総務の事務方からなるワーキンググループで作成されたもので、まだ手始めの状態であり、9月決定は当然考えておらず、議論を重ねたうえで、できれば今年度中には決めたいとの話であった。なお、太田学長からはカリキュラムのスリム化と学生の便宜も考えて、12月までに職員も委員として参加する全学教務委員会の設置を予定しているとの話が出され、大橋理事長からも銘々がバラバラに好き勝手な授業をやっているのでは授業の質を確保できず、各学部の特徴を生かしつつも、ある程度の統一性が必要との意見が出された。

こうした内容に対し、組合側からは、より多くの出校日を定めることと学生にとって取りやすい時間割編成にできることは別次元の話ではないか、それならば効率的な1学部1キャンパス制は考えているのか、全学教務委員会を設けるにしても、東松山の全学共通科目の委員会との関係等を考えた場合、重複業務が単に増えるだけではないかとの意見を出した。これに加え、就業規則の形式と文章において、ある条文では学園側が主語になり、ある条文では被雇用者が主語になるような統一性のなさが目立つこと、かつ任免に関する件や労働安全衛生委員会に関する件等は別途規則を設けるべきではないかということも述べ、抜本的な書き直し・撤回が必要であることも伝えた。それについて、学園側は最小限度のルール設定は社会的に見ても当然必要で撤回はありえないこと、教員を規則でがんじがらめに縛る気は全くない旨を述べ、別途規則に関する件では、できるだけ1本の規則に必要な規定を盛り込んだ方が良く判断したため、任免に関する件等も入れたと説明した。

組合側は、教員のモラルに関しては憲章のような緩やかな形で定めるべきで、今回の就業規則案が制定されれば、守らない場合はそれを取り締まるための更なる規則制定というように、悪循環になりかねず、大学の良さを潰しかねないと主張した。またカリキュラム作成が事実上一部の学部・学科を除き、職員が担っている問題について、教員と職員の連携ができていないことを問題視するのであれば、教職員全員が集まる会合を設け、教員と職員と一緒に問題意識を共有する場が必要なのではないかと提案し、かつ就業規則案に対して多くの教員はある種の不安を感じている以上、教員全員を集めた会合を設け、そこで学園側の趣旨をきちんと説明すべきであることも述べた。

この他に、高校単組も意見交換会には出席していないものの、今回の就業規則案については単に大学の問題とは受けとめておらず、高校における現行制度が将来的に脅かされないか危惧している旨を学園側に伝えた。さらに新理事長には校長と高校単組の話し合いに参加して欲しいこと、次回以降の団交の出席を求め、快諾を得た。

いずれにせよ、意見交換会においては学園側の意見と組合側の見解の相違が明らかになった。したがって今後組合においては、非常勤講師の就業規則案も含めて執行委員会や代議員総会、団交を通してどう向き合っていくかが課題になるが、自由で柔軟な働き方ができ、大学らしい教育が実現できる形にすることを目標としていきたい。

（大杉由香が作成した報告に学園からの修正をそのまま反映しました）

## 安保法制に関する学内の動向

『安保法案に反対する大東文化大学関係者有志』が9月28日午後6時半より板橋キャンパス3号館30106教室にて学内集会を開催いたします。

<http://daitocollective.strikingly.com/>

『0928学内集会のフライヤー』をご参照ください。

---

本紙は大学組合webサイト

<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも

掲載しています。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は

[daito-un@boreas.dti.ne.jp](mailto:daito-un@boreas.dti.ne.jp) に

お寄せください。

---